

研究ノート

小学校教育課程において取り扱われる生活指導について

About Life Guidance Handled in the Elementary School Curriculum

曾我部 和広 (白百合女子大学) ・ 曾我部 多美 (白百合女子大学)
Sogabe Kazuhiro (Shirayuri University) ・ Sogabe Tami (Shirayuri University)

東京都教育庁人事部職員課では、「教員が身に付けるべき4つの力(学習指導力、生活指導力・進路指導力、外部との折衝力、学校運営力・組織貢献力)」を、「教員の経験や能力、職層に応じた4つの段階」で示している。教員を目指す学生にとって、教科教育と同様に児童・生徒の健全育成につながる「生活指導力・進路指導力」について、理解しておくことは、有益となると考える。

東京都では未然防止も含め、広い意味で「生活指導」という言葉を使っている。東京都を例に「生活指導」についての小学校での位置付け、意義、必要性、児童・保護者・地域との関わり等について述べるため、文部科学省の「生徒指導」は、この紙面では「生活指導」という言葉で統一する。

1. 教員が身に付けるべき4つの力の中の生活指導力・進路指導力

東京都教育庁人事部職員課(2009年1月発行)「教員としての力を充実するために 今できること・やらなくてはいけないこと! 学校におけるOJT推進のために」では、「生活指導力・進路指導力」を、「児童・生徒と良好な関係を構築する力、児童・生徒の思いを理解し、適切に指導する力、児童・生徒の個性や能力の伸長並びに健全な心身及び社会性の育成を通して、自己実現を図らせる力、自校の生徒指導・進路指導上の課題を発見し解決する力」としている。学校教育では、教科等の指導と生活指導が、車の両輪のようになり、児童・生徒の育成に深く関わっている。どちらか一方の車輪がよくても、バランスが悪くなり、児童・生徒の健全育成を図ることができなくなる。学級崩壊を防ぐためにも、「生活指導」は、児童・生徒にとって重要な指導となる。

1) 小学校における教育課程での生活指導の位置付け

① 教育課程での位置付け

公立の小・中学校では、毎年3月に学校設置の教育委員会に対して、次年度4月からの教育課程の届け出を行う。教育課程は学校の教育計画で、教育委員会の承認を得なければ、公立学校では教育課程を実施することができない。そのため、説明会・相談日を経ての届出となり、その時々でのヒアリングで教育委員会の指導のもと、加除訂正を学校は行いながら、完成を目指していく。

学校の教育計画ともなる教育課程は、文部科学省の定めに基づき、その時々で重要とされる内容が加味され、各市町村で示された必要事項をもとに、それぞれ考えられているが、全体計画としての1表と1表を具現化するための2表からなっている。生活指導については、以下の例のように第2表の指導の重点に位置付けられる。

表1. 第2表より

<p>第2表の1(例)</p> <p>2 指導の重点</p> <p>(1) 生活指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策委員会・△△小学校サポートチームの充実を図り、地域ネットワークとの連携を深め、児童の安定と安全確保に努める。 ○ 「△△小学校◇カ条」を中心とし、研究推進部、特別活動部、生活指導部の連携した実践に基づき、学習規律・基本的生活習慣の確立を図るとともに、社会生活上のきまりを定着させ、善悪を判断し行動できるよう、規範意識の育成を組織的に推進し、いじめを許さない学級・学年・学校とする。 ○ 「SNS□□ルール」, 「SNS□□ノート」, 「〇〇〇立中学校 インターネット等の利用に関する『共通ルール』」を活用し、家庭との連携を図りながら情報モラルの向上を図る。 ○ 食物アレルギー等への意識の向上や基礎知識の定着を図り、緊急時に適切な対応が取れるよう、「アレルギー対応指針」を基に組織的に取り組む。 ○ 安全教育推進校として、安全教育プログラム・安全教育全体計画に基づき、「生活安全」・「交通安全」・「災害安全」について基礎的・基本的な内容を定着させるとともに、自己の身を守るために必要な知識や行動についての指導を充実させる。 ○ セーフティ教室を開催し不審者対応訓練や薬物乱用防止教育を進め、安全教育の一層の充実を図り、地域安全マップの作成を通して、児童の危険に対する危機回避能力を高めるとともに、交通安全指導の充実を図る。 ○ 児童の安全確保と健全育成のため、幼稚園・保育所・中学校・家庭・地域・関係機関との連携、情報の共有化、防災ノート～災害と安全～等の活用を図り、△△小学校サポートチームの活動を充実させる。 ○ 基本的生活習慣形成に向けて家庭に情報を発信し、協力を求めるとともに、学校では集団生活の中で互いの人格を尊重し、豊かな心や規範意識、社会生活上の決まりの定着、善悪を判断する力を育成する。 ○ 学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策委員会・学校サポートチームとの会を設定し情報交換を密にし、学校・地域・家庭で組織的に早期発見・早期対応を図るとともに基本方針の定期的な見直しを行う。 ○ 不登校解消やいじめ根絶を目指し、毎週的生活指導全体会、無記名式アンケート年3回・学級アンケート年3回を行い、各学級や学年で問題の早期発見に努める。学年会や特別支援教育校内委員会では「〇〇〇不登校未然防止・早期発見・早期対応マニュアル」を活用し、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーとの連携で初期対応を行う。 ○ 6年間に1単位以上、体育(保健分野)、特別の教科 道徳、特別活動(学級活動)等に位置付け、強い心理的負担を受けた場合、困難な事態に直面した場合に、児童がSOSを出せるよう自殺予防に向けて取り組む。 ○ 「家庭教育の手引き書」の保護者会での活用等で、家庭と連携を図り、基本的生活習慣を身に付けさせるとともに、生活習慣の改善を図る。 <p>(2) キャリア教育・シチズンシップ教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ よりよく考え、判断し、行動する力を身に付け、社会的な自立を目指すとともに、公共リテラシーを育み、地域・社会と関わる態度を育成するために、シチズンシップ教育・消費者教育・金融教育に、特別な教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動を通して、全学年で取り組む。 ○ 小学校キャリア教育の手引き・全体計画及び年間指導計画に基づき、全教科等を通じて自己有用感をもたせ、さらに 課題対応能力の育成に重点を置き、学級経営の充実や校内研究を通して児童の問題解決能力の向上を図る。 ○ 中学校との接続を見据え、発達段階に応じたキャリア教育の指導を通して、自分のよさや可能性に気付かせ、人間関係形成能力と社会形成能力の育成を図り、将来の夢や希望に向かって努力しようとする児童を育てる。 ○ 5年生で〇〇〇教室(1泊2日)、6年生で〇〇〇教室(2泊3日)を実施し、平素と異なる自然や文化に親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについて、望ましい体験を積むための活動を行う。 	<p>学校名 〇〇〇立△△小学校</p>
---	----------------------

上記は例であるがこの記述からも分かるように、学校教育全般における児童の生活そのものの在り様が示されている。この教育課程から、生活指導として児童への指導内容に入るものを項目別にまとめると、

ア) いじめ防止と解決

- イ) 学習規律・生活規律・規範意識
 - ウ) 教育相談
 - エ) SNSも含んだ情報モラル教育
 - オ) 食育・食物アレルギーについて
 - カ) 安全教育（生活安全・交通安全・災害安全）避難訓練・不信者対応訓練
 - キ) 家庭との連携
 - ク) 自殺予防
 - ケ) 不登校への対応
 - コ) 問題行動への対応
 - サ) キャリア教育
- 等になる。児童の生き方にも関わる生活指導には、幅と広さがある。

2) 小学校の校内組織における生活指導のあり方と指導内容について

いじめのない学校を創っていくためには、児童の健全育成を図る必要がある。また、教室での授業が児童にとって適正に実施されていくためにも、教育課程に示された生活指導の項目の具現化を、学校は目指さなければならない。そのための組織として、生活指導部が校務分掌として存在し、担当学年の教員が役割を担っていく。生活指導部は、生活指導主幹（主任）が中心となり部をまとめ、全学年・専科からなる組織である。児童の校庭での並び方、体育館での並び方、靴箱の位置、清掃分担区域の指導、児童・生徒の生活一般に必要な決まりや全校児童がスムーズに行動したり、生活ができたりするように企画・立案・実行する組織でもある。仕事内容は多岐にわたり、その指導を全校に浸透させるための様々な方策が、児童の実態に応じて考えられている。

① 学校に於ける生活指導の【基本的な考え方】

生活指導とは、「一人一人の児童の人格を尊重し、個性を生かしながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、助言する。そのためには、一人一人の内面をとらえ全人的な成長を促すことが大切である。また、教師が、どの児童にも愛情をもって支援・指導するとともに、教師間の連絡を密にし、共通理解・共通実践をすることが大切である。」とされる。そのため、学校では上記の基本的な考え方を受け、生活指導部が生活目標を掲げ、教師との共通理解、児童の指導を下記（表 2.）のように行っていく。

表 2. 生活指導

<p>ア 生活指導目標（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当たり前のことが当たり前でできる個 ○ かかわり合いの中でお互いを大切にする集団 ◆ 目指す児童像 <ul style="list-style-type: none"> ・ 明るく元気にあいさつができる子 ・ 善悪の判断がしっかりできる子 ・ 誘い合って外で元気に遊べる子 ・ 自分も友達も大切にできる子 ・ 集団の場面で静かに話を聞く構えがすぐにつくれる子 <p>イ 今年度の指導の重点</p> <p>自分も友達も大切にする言葉づかいの定着に向けた指導</p> <p>ウ 目指す児童像《友達への言葉づかい》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相手を大切にする言葉（人権に配慮した言葉）を使える子 ・ 素直に感謝や謝罪の言葉が言える子。《先生や目上の人への言葉づかい》 ・ 相手や場面に合わせて、適切な言葉づかいのできる子 ・ 発達段階に応じた敬語の使える子
--

エ 具体的な手立て

- 日頃の授業
 - ・ 友達を呼ぶ時は、「さん」を付けて呼ばせる指導
 - ・ 名前を呼ばれたら、「はい」と、はっきりと返事をさせる指導
- 休み時間や集会活動、日常生活において
 - ・ 自分が悪かった時には、素直に「ごめんなさい」を言える態度を育てる指導
 - ・ 人からしてもらったことに、「ありがとう」が言える態度を育てる指導
- 道徳
 - ・ 言葉遣いは、相手への思いやりであることを考えさせる授業の実施
- 学級活動
 - ・ お互いを尊重した言葉づかいによる話し合い活動の指導
- 言語環境
 - ・ 教師自身による、児童の手本となる話を聞く態度・言葉づかいの励行
 - ・ 学校だよりや学校公開、保護者会などを通して、家庭への啓蒙

全教職員が重点目標、趣旨を共通理解のもと、同じ目線での指導

上記目標については、達成のための指導方法を話し合い、定期的に行われる児童、教職員・保護者による評価をもとに、重点目標の変更等を行い、定着を図っていく。具体的に児童の指導を行う「生活指導部の主な仕事内容」については、以下(表3.)に示す。

② 学校に於ける生活指導の【内容と分掌】

表3. 生活指導の主な内容と分掌

<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活指導部基本計画案作成 ・ 年間指導計画作成 ・ 全校集会指導(隊形, 入退場行進) ・ 学校生活アンケート(年3回)作成, 実施, 保管 ・ 生活指導報告書作成 ・ 生活指導年間指導計画 ・ 看護当番計画(当番日誌作成) ・ 安全教育計画案 ・ 生活指導打ち合わせ司会 ・ 生活指導主任会出席 ・ 民生委員との連絡会の計画, 実施 			
生活安全 (校内環境)	交通安全 (校内 校外)	災害安全	健康(保健 食育)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「生活指導上の教員共通理解事項」作成, 確認 ・ 「〇〇小のやくそく」作成, 配布 ・ 長期休業中の指導(「夏休み, 冬休み, 春休みの生活」作成, 配布) ・ 施設管理 ・ 安全点検の計画, 実施(毎月一斉点検) ・ 貸し出し用履き管理 ・ 落し物管理 ・ 看護当番 ・ 環境整備 ・ 清掃指導計画作成 ・ 清掃分担表作成, 配布 ・ 清掃用具の購入, 管理, 配当, 補充 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区班編制, 地区委員との連絡 ・ 防犯パトロール(情報交換会出席, ニュース作成) ・ 登下校指導 ・ 1年道路歩行教室 ・ 3年自転車教室 ・ 全校交通安全教室 ・ セーフティ教室(1・2年生対象) ・ 不審電話対応教室(3年生対象) ・ 情報モラル教室(4年生対象) ・ ネット安全教室(5・6年生対象) ・ 薬物乱用防止教室(6年生対象) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難訓練計画作成, 指導(火災, 地震, 侵入者) ・ 避難経路図作成, 配布 ・ 引き渡し訓練計画, 実施 ・ 総合防災訓練 ・ ヘルメット, さすまた管理 ・ 防犯ホイッスル配布, 回収, 管理 ・ 10分間安全指導の準備, 提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健指導計画作成, 推進 ・ 保健室経営(看護, 救急, 薬品管理) ・ 欠席者日報の集配, 管理 ・ 保健関係調査 ・ 学校保健日誌の管理 ・ 定期健康診断, 発育測定計画, 推進 ・ 健康・安全にかかわる検査など(水質, 照度, 空気) ・ 出席停止, 学級閉鎖の事務, 連絡 ・ 保健だよりの発行 ・ 学校保健委員会計画, 連絡 ・ 性教育全体計画, 年間指導計画作成 ・ 食育指導(全体計画, 年間指導計画)

<ul style="list-style-type: none"> 傘たて，靴箱管理 	<ul style="list-style-type: none"> 応急救護講習(6年生対象) 	<ul style="list-style-type: none"> 給食指導(全体計画，年間指導計画) 栄養指導(栄養士との連絡，調整) 親子給食会，給食試食会の割り当て，調整 給食にかかわる物品準備(白衣，帽子，台ふき)
--	---	--

生活指導の分掌担当の教師には，担当ごとに仕事が上記のように割り振られている。それらの仕事を他の教師に割り振ったり，進捗状況の確認を行ったりしていく。

学校で最重要視されている「いじめ」問題についても生活指導は深く関わる。以下学校の「いじめ防止」に向けての取組について，「学校いじめ防止基本方針」を基に記していく。

3) 生活指導の重点目標「いじめの防止」

学校ではいじめ対策委員会を設置し，学校いじめ防止基本方針の策定を行い，学校全体で「いじめはどの子にも起こりうる」という考えのもと，学校一丸となって取り組んでいる。以下，「学校いじめ防止基本方針」をもとに，学校の対応方針について述べる。

学校は，「△△学校 学校いじめ防止基本方針」を4月に策定し，ホームページでの公開等を通して，保護者・地域に基本方針を示している。

この「学校いじめ防止基本方針」では，基本的な考え方として，「いじめは，いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり，いじめはどの学級にも起こり得るという認識の下，日常的に未然防止に取り組むとともに，いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ，子供の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため，早期発見・早期対応を基本とした取組を講ずる。」というものである。

【基本方針】

① いじめを生まない，許さない学校づくりを行う。

いじめに関する子供たちの理解を深める。子供たちがいじめについて深く考え理解するための取組として，「特別の教科 道徳」の授業や児童会等による主体的な取組への支援を通じて，子供たちがいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

② 子供たちをいじめから守り通し，子供たちのいじめの解決に向けた行動を促し，いじめを受けた子供を守る。

いじめを受けた子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め，いじめを受けた子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため，いじめを受けた子供を組織的に守り通す取組を徹底する。周囲の子供たちが，いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し，周囲の子供の発信を促すための子供たちによる主体的な取組を支援するとともに，勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通す。

③ 教員の指導力の向上と組織的対応を行い，学校一丸となって取り組む。

いじめに適切に対応できるようにするため，教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また，教員個人による対応ではなく，いじめを認識した時点で直ぐに情報を共有し，学校全体による組織的な対応を行う。いじめが複雑化・多様化する中，学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため，保護者や地域，関係機関と連携し，社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

④ いじめ防止に関する学校の組織体制（いじめ防止対策推進法 22 条による）

ア「学校いじめ対策委員会」のメンバーは、校長・副校長・生活指導主幹・保健主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・学年主任（もしくは、各学年より1名）・スクールカウンセラー※必要に応じて校長が認める者（学年の担任・保護者等）

イ「学校いじめ対策委員会」の校内組織等の位置付けは、各学年から代表1名が所属し、教育相談的内容等も含ませ、「学校いじめ対策委員会」とする。児童の様々な変化、保健室での様子や相談、スクールカウンセラーからの報告等から、いじめの予防・察知・対応、ケアまでを含めた組織とする。

⑤ 「学校いじめ対策委員会」の主な取組内容

スクールカウンセラーによる3年生・4年生・5年生・6年生全員面接（東京都の基本は5年生）の実施・結果の集約・対応（年度初）を行う。さらに、面接終了後も問題が生じた場合は、全員面接をその都度実施する。

- ・授業規律の共通化や法教育の実施、いじめに関する校内研修の計画・実施（4月、8月、1月）※SOSの出し方に関する研修も含む。
- ・「学校サポートチーム」との定期的な連絡会の開催（毎月1回の情報交換会の場で）
- ・「いじめに関する授業」の実施に関する計画（4月、9月、1月）
※特別の教科 道徳、学級活動等
- ・児童会による取組への支援（ふれあい月間の実施される6月・11月・2月）
- ・学校生活アンケートの実施といじめ等の分析・指導・対応・報告（ふれあい月間の実施される6月・11月・2月）
- ・学校だより・全校講話・保護者会等の活用（年2回程度）
- ・担任との二者面談の実施（年2回7月、12月）
- ・学校生活アンケート（無記名式）の実施（年3回）
- ・分析・保管（5年間保存）・継続的な支援
- ・学校生活アンケート（記名式）の実施による担任との面談（年3回）
- ・分析・保管（5年間保存）
- ・被害の子供・保護者へのケア、加害の子供・保護者への組織的・継続的な観察・指導（適宜）

⑥ 「学校サポートチーム」の構成（役職等）

校長・副校長・生活指導主幹・生活指導担当者・養護教諭・地域ふれあい協議会会長と登録者・地域寿会会長と会員・警察・民生委員・民生児童委員・PTA役員・保護者となる。

ア「学校サポートチーム」の主な取組内容

- ・地域での児童の見守り・挨拶の声掛け・防犯パトロール月2回への参加・月1回の情報交換会への参加
- ・学校行事への参観・協力・問題発生時のケース会議等緊急招集への対応

⑦ 段階に応じた具体的な取組

ア 未然防止のための取組

- ・学校いじめ基本方針の策定とホームページでの公開と学校だより等での周知
- ・学校いじめ対策委員会の設置と定期的な開催で教職員の意識向上と組織的対応の徹底
- ・人権教育年間計画を見直し、いじめ問題に関する年間指導計画の追加・作成・実行
- ・法教育の実施・人権教育プログラムの活用による人権教育の充実・いじめを許さない指導の充実
- ・いじめに関する授業の実施・自尊心・自己肯定感を高める道徳教育・特別活動等の取組の実施
- ・いじめを撲滅するための児童会等による取組の支援、安心して生活できる学級・学校風土の創出
- ・学校サポートチームとの毎月の情報交換連絡会の実施

- ・保護者・地域・関係機関との共通理解の形成
- ・ユニバーサルデザイン化による誰にでもわかりやすい授業と教室環境の整備
- ・学習規律と学習方法の全校同じ取組の実施
- ・学校評価による検証と基本方針の見直し
- ・児童が主体的に行動しようとする意識や態度の育成・教育委員会「SNSルール」を活用し、インターネットを通じて行われるいじめについて考える情報モラル教育の推進
- ・身近な大人や友達に相談できることを学ぶ「SOSの出し方に関する教育」の推進、及びすべての教職員がいつでも相談に応じる体制の構築
- ・保護者への理解啓発と日常的に情報を共有できる体制の構築

イ 早期発見のための取組

- ・朝の出席・健康観察時の確認
- ・管理職による出席簿の毎月の点検と3日以上欠席者の確認
- ・毎週の生活指導全体会・主任会での児童の情報の共有
- ・看護当番による校内巡視等を通じた子供の状況観察
- ・学校生活アンケートの実施といじめ等の分析・指導・対応・報告
- ・スクールカウンセラーによる5年生全員面談の実施・結果の集約・対応（年度当初）
- ・担任との二者面談の実施（年2回7月12月）
- ・いじめに関する情報の管理といじめの定義を限定して解釈しないよう教職員間の共通理解の徹底
- ・学校だより、全校講話、保護者会等の活用によるいじめ等に関する情報の早期把握
- ・スクールカウンセラーによる保護者面談の実施
- ・いじめが疑われる事実への迅速な対応のため、地域防犯関係者・児童民生委員・児童館・学童クラブ等との連携による情報の早期把握
- ・発見のために、「不登校未然防止・早期発見・早期対応マニュアル」を活用

ウ 早期対応のための取組

- ・初期対応の取組として、学校いじめ対策委員会を核とした対応・把握した情報に基づく対応方針の策定・検討・実施
- ・役割分担の明確化・速やかな情報の収集と現場検証・インターネットのいじめは拡散防止と削除
- ・被害児童への取組として、スクールカウンセラーによる被害児童・保護者面談の実施
- ・担任・学年主任・生活指導担当者等複数による聞き取りの実施
- ・状況によっては、管理職の再度の聞き取り
- ・状況・現場確認の実施
- ・被害児童・保護者へのケア

エ 加害児童へは、スクールカウンセラーによる被害児童・保護者面談の実施

- ・担任・学年主任・生活指導担当者等複数による聞き取りの実施
- ・状況によっては、管理職の再度の聞き取り
- ・状況・現場確認の実施
- ・再発防止に向け、加害児童・保護者への組織的・継続的な観察・指導

オ 周囲の児童への取組

- ・いじめを伝えた児童の安全の確保
- ・特別の教科 道徳や特別活動等の授業を通して、「いじめを見て見ぬふりをしない」という指導

・いじめ防止カードの活用

カ その他(学校サポートチームとの連携, 教育委員会・関係機関との連携, 保護者・地域との連携等)

- ・地域人材・学校サポートチームを活用した登下校時の見守り・PTAの活用
- ・いじめ対策保護者会の開催による保護者との情報の共有
- ・教育委員会・家庭支援センター等との連携によるケース会議等での情報の共有
- ・いじめに係る行為終了から3か月程度の経過観察の実施

⑧ 重大事態への対処

ア いじめ防止対策推進法(28条・30条)に基づき, 教育委員会への報告と連携を行うとともに, 必要に応じて警察署への相談や通報, 児童相談所, 医療等その他関係機関等との連携を行う。

イ 被害の児童に対しては, 緊急避難措置等について検討・実施し, 複数の教員による当該児童の保護や情報共有の徹底を図る。また, 加害の児童やその保護者も含めた指導・支援を検討し, 実施する。

ウ 調査実施後は, 被害の児童, 加害の児童及びその保護者へも情報提供し, 家庭と連携して指導する。

エ アンケートの質問紙の原本等一次資料, アンケート・聴取結果記録等二次資料及び調査報告書は, 実施年度末より5年間の保存とする。

学校はこのような取組を通していじめに対して適切な対応を行っていく。

【参考文献】

- 1) 東京都教育庁人事部職員課(2009)「教員としての力を充実するために今できること・やらなくてはいけないこと! 学校におけるOJT推進のために」
- 2) 文部科学省(2015)学習指導要領等の構成, 総則の構成等に関する資料
- 3) 文部科学省(2010)生徒指導提要
- 4) 文部科学省(2011)学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント